令和6年度 定期監査報告書 (第2期)

令和6年11月 鳥取市監査委員

目 次

◎定期監査報告書 (第2期)		•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
◎監査の概要															
(1)総務部税務・債権管理局	①市民税課 ・	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	②固定資産税課		 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	③収納推進課	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
(2)市民生活部環境局	①生活環境課	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	②環境保全課						•	•	•		•				2

- (注) 1 金額は、千円単位で表示し、単位未満は切捨てとした。
 - 2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。
 - 3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

令和6年度定期監查報告書(第2期)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の対象

1 対象部局

(1)総務部税務・債権管理局 ①市民税課

②固定資産税課

③収納推進課

(2) 市民生活部環境局 ①生活環境課

②環境保全課

2 対象期間

令和6年4月1日から8月31日まで

前回の定期監査対象期間 (令和4年度実施)

・税務・債権管理局・・・ 平成4年4月1日から令和4年9月30日まで

・環境局・・・・・・・ 平成4年4月1日から令和4年9月30日まで

第3 監査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第4条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組 織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

第4 監査の方法

事務の執行等に係る関係書類を通査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

第5 監査の期間

1 実施期間 令和6年10月8日から11月12日まで

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されている と認められた。また、最少の経費で最大の効果、並びに組織及び運営の合理化においても、 不合理なものは確認されなかった。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、又はその都 度、関係者に対し指示・注意を行った。

第7 監査の概要

◆総務部 税務·債権管理局

【市民税課】

当課は、課長以下 32 人 (うち会任 6 人) で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

(令和6年8月31日現在)

	組織			
課長・課長補佐	係長	職	員	主な事務分掌
	〔税制係〕(課長補佐兼)係 長	主 任 主 事 事務員 (会任)	3人 2人 4人	○市税調定の総括に関すること○たばこ税及び入湯税の賦課に関すること○法人市民税の賦課に関すること○軽自動車税の賦課に関すること○税証明に関すること○自動車臨時運行の許可に関すること○市固定資産評価審査委員会に関すること
課長(本務局長) 課長補佐	[市民税第一係] 保 長	主 任 主 事 事務員 (会任)	5人 7人 1人	○国税との連絡調整に関すること○支所との連絡調整に関すること○個人住民税の申告に関すること○個人住民税の賦課に関すること
	[市民税第二係] 係 長	主 任 主 事 事務員 (会任)	2人 3人 1人	○個人住民税の賦課及び特別徴収に関すること○住民登録外課税に関すること○ e L T A X に関すること○電算業務に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、市税賦課事務について実施した。

1 予算執行事務

(1)歳入

(単位:千円・%)

														(中世・111 /0/
			科		目				予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説明
	款			項			目		(A)	(B)	(C)	(B) - (C)	$(C) \setminus (B)$	
使及手	用数	料び料	手	数	料	総手	数	務料	1, 425	568	550	18	96.8	自動車臨時運行許 可手数料
国月	車支出	出金	国质	車補具	助金	総国補	務助	費庫金	(11, 018) 1, 510, 959	(11, 018) 11, 018	(0)	(11, 018) 11, 018	(0)	物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金
県	支 出	金	交	付	金	総交	務付	費金	284, 470	0	0	0	_	徴税費交付金
諸	収	入	雑		入	雑		入	432	0	0	0	-	納税通知書送付用 広告掲載料
				計					(11, 018)	(11, 018)	(0)	(11, 018)	(0)	
				μΙ					1, 797, 286	11, 586	550	11,036	4.7	

⁽注)1 ()内は繰越明許費で内数。

² 当課所管の市税調定(賦課)の状況は「3 市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①総務手数料 1件

(2)歳 出

(単位:千円・%)

			科		目		予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	執行		説明
	款			項		目	(A)	(B)	(C)	(B) / (A)	(C)/(A)	
			総系	务管理	里費	財産管理費	117	1	1	1. 5	1. 5	局統括経費
総	務	費				税務総務費	530, 299	226, 477	21, 833	42. 7	4. 1	固定資産評価審査委 員会経費等
			徴	税	費	賦課徴収費	(11, 018)	(11, 017)	(11, 017)	(100.0)	(100.0)	定額減税調整給付金 事業費
						照 保 以 仅 員	1, 591, 332	1, 369, 991	1, 330, 443	86. 1	83. 6	課税システム等保守 料等
				計			(11, 018)	(11, 017)	(11, 017)	(100.0)	(100.0)	
				μΙ			2, 121, 748	1, 596, 470	1, 352, 278	75. 2	63. 7	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①旅 費 2件
- ②需用費 7件
- ③役務費 3件
- ④委託料 4件
- ⑤使用料及び賃借料 2件
- ⑥負担金、補助及び交付金 5件

2 財産管理事務

- (1)物品
- ア備品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、適正に管理されていた。

ウ現金

現金受払表、つり銭保管状況報告書を確認したところ、おおむね適正に管理されていた。

3 市税賦課事務

- (1) 市民税(個人、法人)
- ア 課税の状況

市民税課税台帳に登録されているデータを基準にして賦課していた。

課税の計算業務については、課税資料管理システム及び賦課システムなどを運用し事務が 行われていた。

調定の状況は、次表のとおりである。

(ア) 個人市民税の課税状況

均等割課税状況

(単位:人・千円・%)

区分	6 年	F.度	5 年	F度		増	減	
区分	人数	調定額	人 数	調定額	人数	率	調定額	率
均 等 割 のみの者	13, 396	40, 188	7, 312	25, 592	6, 084	83. 2	14, 596	57. 0
上記以外 の 者	78, 780	7, 871, 188	84, 482	8, 539, 245	△ 5,702	△ 6.7	△ 668,057	△ 7.8
計	92, 176	7, 911, 376	91, 794	8, 564, 837	382	0.4	△ 653, 461	△ 7.6

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日:7月1日)

所得割課税状況

(単位:人・千円・%)

		区分			6年度	5年度	増 減	増減率
納	税	義務	落 者	数	78, 780	84, 482	△ 5,702	△ 6.7
総	所	得	金	額	242, 829, 653	246, 000, 356	△ 3, 170, 703	△ 1.3
所	得	控	除	額	95, 597, 058	100, 312, 774	△ 4,715,716	△ 4.7
課	税	標	準	額	153, 825, 269	150, 925, 563	2, 899, 706	1.9
算	出	ı	税	額	9, 030, 172	8, 895, 801	134, 371	1.5
税	額	控	除	額	645, 864	633, 063	12, 801	2.0
税	額	調	整	額	228	1, 145	△ 917	△ 80.1
配当割	i割額及 額 (び株式 の 哲		所得 額	30, 216	18, 035	12, 181	67. 5
減	免		税	額	93	25	68	272.0
所《	得割額	頂 (調定額	頁)	8, 353, 771	8, 243, 533	110, 238	1.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日:7月1日)

所得区分別総所得金額

(単位:人・千円・%)

_															
	-	- /\				6年度				5年度			増	減	
	≱	☑分		納義	税 務 者	総所得金額等	構成比	納義務	税 8 者	総所得金額等	構成比	納 税 義 務 者	率	総所得金額等	率
糸	与	所	得		65, 395	207, 944, 218	85. 6	69	, 058	209, 764, 672	85. 3	△ 3,663	△ 5.3	△ 1,820,454	△ 0.9
崖	業	所	得		2, 434	9, 679, 503	4.0	2	, 771	10, 594, 680	4.3	△ 337	△ 12.2	△ 915, 177	△ 8.6
農	業	所	得		157	441, 678	0.2		176	467, 388	0.2	△ 19	△ 10.8	△ 25,710	△ 5.5
そ	· の	他	の 得		9, 822	19, 919, 470	8. 2	11	, 659	21, 400, 553	8. 7	△ 1,837	△ 15.8	△ 1,481,083	△ 6.9
		譲	渡得		972	4, 844, 784	2.0		818	3, 773, 063	1.5	154	18.8	1, 071, 721	28. 4
		計			78, 780	242, 829, 653	100	84	, 482	246, 000, 356	100	△ 5,702	△ 6.7	△ 3, 170, 703	△ 1.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日:7月1日)

徴 収 区 分 別 課 税 状 況

(単位:人・千円・%)

	区 分	特別徴収 義務者	納税義	養務者			調定	額		
L	<u> </u>	(事業所)	人 数	棹	 構成比	均等割額	所得割額	計	桿	
	普通徴収	_	11, 203		12. 2	45, 099	1, 188, 844	1, 233, 943		15.6
6 年 度	特別徴収	5, 943	80, 973		87.8	231, 429	6, 446, 004	6, 677, 433		84.4
	=	5, 943	92, 176		100	276, 528	7, 634, 848	7, 911, 376		100
	普通徴収	-	11, 381		12. 4	53, 515	1, 246, 009	1, 299, 524		15. 2
5 年 度	特別徴収	5, 937	80, 413		87. 6	267, 764	6, 997, 549	7, 265, 313		84.8
	=	5, 937	91, 794		100	321, 279	8, 243, 558	8, 564, 837		100
	普通徴収	ı	△ 178		△ 1.6	△ 8,416	△ 57, 165	△ 65, 581		△ 5.0
増減	特別徴収	6	560	増減率	0. 7	△ 36, 335	△ 551,545	△ 587, 880	増減率	△ 8.1
1/24	計	6	382	l '	0.4	△ 44, 751	△ 608, 710	△ 653, 461		△ 7.6

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日:7月1日)

(イ) 法人市民税の課税状況

(単位:件・千円・%)

			現年	F度			過年	F度	
区	分	均	等割	法人	人税割	均	等割	法人	人税割
		件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
	4月	511	20, 225	154	29, 807	54	17, 010	86	18, 706
	5月	1, 131	85, 812	507	119, 035	6	514	47	2, 794
6	6月	700	111, 125	393	244, 239	97	1, 147	65	2, 291
年度	7月	565	98, 537	273	152, 719	3	276	18	578
	8月	574	45, 324	277	82, 361	7	446	10	137
	計	3, 481	361, 023	1,604	628, 161	167	19, 393	226	24, 506
5	年度	3, 333	350, 222	1, 643	516, 070	149	20, 995	217	30, 337
増	減	148	10, 801	△ 39	112, 091	18	△ 1,602	9	△ 5,831
増	減率	4. 4	3. 1	△ 2.4	21. 7	12. 1	△ 7.6	4. 1	△ 19.2

[※]各年度とも8月末日現在の数値である。

イ 減免の状況

(ア) 個人市民税は、鳥取市税条例(以下「条例」という。)第33条の10第1項第1号の規 定に基づき、減免を行っていた。

監査対象期間中の減免は、14件、351千円であった。

(イ) 法人市民税は、条例第25条の規定に基づく課税免除並びに条例第33条の10第1項第4号及び第5号の規定に基づく減免を行っていた。

監査対象期間中の課税免除は、228 件、12,695 千円、減免は、192 件、11,205 千円であった。

市民税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 軽自動車税

ア 課税の状況

軽自動車税については、条例第69条に規定されている納税義務者に賦課していた。 調定の状況は、次表のとおりである。

	×	Ξ		分		税額(円)	台数	調定額		
		第1種		50ccま	で	2,000	3, 641	7, 282, 000		
		第2種(乙)		51cc∼90c	cまで	2,000	498	996, 000		
	原動機付	第2種(甲)	Ć	91cc~125	ccまで	2, 400	1, 043	2, 503, 200		
	自転車		3.2	カー		3, 700	135	499, 500		
		牛	持定小型原!	動機付自転	走	2,000	26	52, 000		
			Ī	計		-	5, 343	11, 332, 700		
		二軒	論車(125c c	e~250ccま	(で)	3,600	1,632	5, 875, 200		
		軽三輪車		重課和	兑	4,600	1	4, 600		
					旧税率	4,000	3, 194	12, 776, 000		
				自家用	新税率	5,000	8, 611	43, 055, 000		
			貨物用		重課税	6,000	6, 198	37, 188, 000		
					旧税率	3,000	69	207, 000		
6 年				営業用	新税率	3,800	212	805, 600		
度					重課税	4, 500	112	504, 000		
	軽自動車				旧税率	7, 200	12, 934	93, 124, 800		
	軽日期早 	四輪車		白字田	新税率	10,800	27, 031	291, 934, 800		
					白冊手		自家用	重課税	12, 900	11, 461
			乗用		軽課税(1/4)	2, 700	43	116, 100		
					旧税率	5, 500	4	22,000		
				営業用	新税率	6, 900	6	41, 400		
					重課税	8, 200	12	98, 400		
		小刑	特殊自動車	í	農耕用	2, 400	4, 258	10, 219, 200		
		\1.\(\pi\)	10 // 10 30 4	<u>.</u>	特殊作業用	5, 900	594	3, 504, 600		
			Ī	計		-	76, 372	647, 323, 600		
		小型自動二	二輪 (251cc	以上)		6,000	2, 045	12, 270, 000		
		合	금 計				83, 760	670, 926, 300		
		5	年 度			-	83, 622	657, 427, 800		
		増	減			-	138	13, 498, 500		
		増	減率			-	0.2	2. 1		

[※]各年度とも8月末日現在の数値である。

イ 減免の状況

(ア)条例第70条の9の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を審査し課税免除を行っていた。

監査対象期間中、商品用のものとして課税免除は、1,018台、9,278千円であった。

(イ)条例第78条第1項の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を審査し減免を行っていた。

監査対象期間中、公益のために使用するものとして減免は、323 台、2,864 千円であった。

(ウ)条例第79条第1項の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を審査し減免を行っていた。

監査対象期間中、身体障害者等に対するものとして減免は、881 台、8,825 千円であった。

軽自動車税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(3) 市たばこ税

ア 課税の状況

市たばこ税は、条例第81条の2及び86条の規定に基づき、納税義務者が毎月申告納付している。

調定の状況は、次表のとおりである。

(単位:本・円・%)

	6 年度		5年度		707
課税標準 (売渡し本数)	税率	調定額	調定額	増減	増減率
81, 907, 506	1000本につき 6,552 円	536, 657, 976	554, 545, 324	△ 17, 887, 348	△ 3.2

[※]各年度とも8月末日現在の数値である。

(4) 入湯税

ア 課税の状況

入湯税は、条例第 142 条の規定に基づき、特別徴収義務者が申告納付している。 調定の状況は、次表のとおりである。

(単位:件・人・円・%)

_									(单位,件,人,	11 /0/
						6年度		5年度	増 減 額	増減率
	区	5	}	件数	課税標準	税率	調定額	調定額	(円)	(%)
				(件)	(人)	(円)	(円)	(円)	(口)	(/0)
鳥	取	温	泉	7	35, 833	150	5, 374, 950	5, 656, 350	△ 281,400	△ 5.0
吉	岡温泉	旅館	組合	11	1, 497	150	224, 550	251, 100	△ 26,550	△ 10.6
吉	岡	温	泉	4	3, 669	150	550, 350	684, 900	△ 134,550	△ 19.6
浜	村	温	泉	2	3, 669	150	550, 350	933, 300	△ 382,950	△ 41.0
鹿	野	温	泉	3	4, 307	150	646, 050	682,800	△ 36,750	△ 5.4
		 		27	48, 975	I	7, 346, 250	8, 208, 450	△ 862,200	△ 10.5

[※]各年度とも8月末日現在の数値である。

【固定資産税課】

当課は、課長以下 30 人 (うち会任 5 人) で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和6年8月31日現在)

	組織		
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職員	主な事務分掌
[固定資産税課]	[償却資産係]		○償却資産の申告及び調査に関すること
			○調定、課税免除及び減免に関すること
	(課長補佐兼)	主 任 3人	○納税義務者等の調査・把握に関すること
	係 長	主 事 2人	○資産照会、縦覧に関すること
		事務員	○電算総括に関すること
		(会任)2人	○納税通知書の送付に関すること
			○過誤納金補填金・口座振替に関すること
⇒	[土地係]		○土地の評価及び評価システムに関するこ
課長			ک ا
新 E +++	係 長	主 任 2人	○都市計画税の課税に関すること
課長補佐		(※1)	○仮評価証明に関すること
	主 幹 2人	主 事 4人	○土地現況調査に関すること
		事務員	○納税義務者、土地異動の把握に関するこ
		(会任)2人	ک ا
			○情報管理システムに関すること
			○過誤納金・補填金事務に関すること
			○法務局との連絡調整に関すること
	[家屋係]		○家屋評価及び賦課に関すること
			○外観評価、仮評価に関すること
	係 長	主 事 8人	○納税義務者、家屋異動の把握に関するこ
		事務員	ک
		(会任)1人	○家屋課税資料の入手に関すること
			○家屋評価システムに関すること
			○県税事務所との連絡調整等に関すること

※1 うち1人は再任用

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、市税賦課事務について実施した。

1 予算執行事務

(1)歳入

(単位:千円・%)

			科 目		予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説明
	款		項	目	(A)	(B)	(C)	(B) – (C)	(C)/(B)	100 21
市		税	固定資産税	国有資産等所 在市町村交付 金及び納付金	119, 430	117, 281	117, 281	0	100	
諸	収	入	雑 入	雑 入	502	500	500	0	100	相続財産管理人選任 申立予納金還付等
			計		119, 932	117, 781	117, 781	0	100	

- ※当課所管の市税調定(賦課)の状況は「3 市税賦課事務」で詳述。
- 歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。
- ①国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1件
- ②雑 入 2件

(2) 歳 出

(単位:千円・%)

	科目						予算現額 支出負担 支出済額 執行率				説明		
	款			項		目	(A)	(B)	(C)	(B) / (A)	(C)/(A)	100 O.1	
総	務	費	徴	税	費	賦課徴収費	68, 747	49, 213	15, 686	71.6	22.8		

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①報償費 1件
- ②旅 費 2件
- ③需用費 4件
- ④役務費 1件
- ⑤委託料 5件
- ⑥使用料及び賃借料 2件
- ⑦負担金、補助及び交付金 3件

2 財産管理事務

- (1)物品
- ア備品

現品を備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

3 市税賦課事務

(1) 固定資産税

ア 課税の状況

固定資産課税台帳に登録された価格を基準にして賦課していた。 課税の計算業務については、賦課システムなどを運用し事務が行われていた。 現年度調定の状況は、次表のとおりである。

(単位:人・千円)

[Z	\triangle	令和(6年度	令和:	5年度	令和4年度		
区分		納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額	
土	地	56, 931	3, 671, 943	56, 989	3, 692, 439	56, 876	3, 703, 764	
家	屋	61, 165	5, 585, 282	61, 062	5, 632, 009	60, 812	5, 508, 818	
償却	資産	2, 309	1, 931, 113	2, 236	1, 932, 720	2, 182	1, 948, 582	
	#	(76, 782)	11, 188, 338	(76, 980) 11, 257, 168		(76, 950)	11, 161, 164	
F	計	120, 405	11, 100, 550	120, 287	11, 201, 100	119, 870	11, 101, 104	

※納税義務者数の() 内の数値は、実人数。

※各年度8月末現在。

イ 減免の状況

地方税法第367条及び鳥取市税条例第58条の規定に基づき、納税義務者からの申請書等 を調査し減免を行っていた。

監査対象期間中の減免は、457件、24,105千円であった。

固定資産税の減免について一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 都市計画税

ア 課税の状況

都市計画税については、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、課税台帳兼名寄帳に登録されたものを基準に賦課していた。

現年度調定の状況は、次表のとおりである。

(単位:人・千円)

	区分	令和 (6年度	令和 5	5年度	令和4年度			
L	<u>~</u> 71	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調 定 額		
土	地	37, 277	253, 578	37, 154	249, 877	37, 011	253, 695		
家	屋	39, 202	292, 458	39, 024	291, 515	38, 747	289, 045		
	뜌	(47, 866)	546, 036	(47, 841)	541, 392	(47, 783)	542, 740		
	計	76, 479	540, 050	76, 178	041, 092	75, 758	342, 740		

※納税義務者数の() 内の数値は、実人数。

※各年度8月末現在。

イ 減免の状況

地方税法第702条の八第7項の規定に基づき、固定資産税に対する減免割合によって減免を行っていた。

監査対象期間中の減免は、195件、1,272千円であった。

都市計画税の減免について一部抽出し、減免申請書、決定何等関係書類を通査したところ、 おおむね適正に処理されていた

【収納推進課】

当課は、課長以下 43 人 (うち会任 5 人。他課からの兼務 7 人、併任 1 人を含む。)で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和6年9月1日現在)

	組 維		(月和0年3月1日9日)
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職員	主な事務分掌
[収納推進課]	(課長補佐兼) 係 長	主 事 3人 事務員 (会任)5人	 ○督促状・催告書の発送に関すること ○徴収に関する徴収及び調査の計画に関すること ○分納管理の統括に関すること ○滞納処分の執行停止に係る管理に関すること ○納税義務者の調査に関すること ○催告センターに関すること ○徴収日報に関すること ○不服申し立て、訴訟、及び犯則取締に関すること ○交付要求事務(競売・破産事件)に関すること ○インターネット公売に関すること
課長補佐	[徴収対策第一係] 係 長 主 幹 1人	主 任 1人主 事 5人	○滞納整理の進捗に係る指導及び監督に関すること ○市税・国保料(現年・新繰分)の徴収及び納税指導・相談に関すること ○差押等滞納処分に関すること ○市税充当に関すること ○滞納整理の進捗に係る指導及び監督に関すること
	[徴収対策第二係] 係 長 主 幹 1人	主 任 3人主 事 4人	○滞納整理及び債権整理に係る進捗管理に 関すること○市税・国保料(滞納繰越分)の徴収及び納 税指導・相談に関すること○差押等滞納処分に関すること○市税充当に関すること○捜索等における警察との連携に関すること と
	[検収係] 係 長	主 任 1人主 事 2人	○市税・国民健康保険料の収納状況の作成及び報告に関すること○市税・国民健康保険料の検収に関すること○納付環境の整備に関すること

		,
		○口座振替の促進に関すること
		○納税証明に関すること
		○社会保険料の納付に関すること
[債権回収係]		○債権管理の総合調整及び指導に関するこ
		\brace{\brace}{2}
係 長	主 任 2人	○債権管理に関する調査、研究及び情報収
	主 事 2人	集に関すること
主 幹 8人		○債権管理方針に関すること
※ 1		○債権管理部会に関すること
		○徴収計画の進行管理に関すること
		○債権調査事務に関すること
		○強制徴収公債権に関すること
		○私債権及び公債権(非強制徴収債権)に関
		すること
		○住宅新築資金等貸付金の滞納整理の指導
		と進行管理に関すること

- ※1 主幹8人は、主な債権所管課の担当係長が兼務・併任。
- 【兼務】人権推進課同和対策係、長寿社会課介護保険係、生活福祉課保護第一係、 保険年金課長寿医療係、幼児保育課入所認定係、建築住宅課住宅係、 下水道経営課料金係
- 【併任】学校保健給食課校務支援係

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、未収金及び債権管理に対する取組状況、 について実施した。

1 予算執行事務

(1)歳入

(単位:千円・%)

	科目					予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説明			
	款項		目			(A)	(B)	(C)	(B) – (C)	(C) / (B)	101 ウリ			
使月手	用料 <i>及</i> 数	及び 料	手	数	料	総務	5手数	效料	3,000	919	920	△ 1	100. 1	
諸	収	入	延滞 金 及	金、 び 過	加算 料	延	滞	金	11, 100	5, 905	6, 394	△ 489	108. 3	
諸	収	入	雑		入	雑		入	0	120	120	0	100	
	計							·	14, 100	6, 945	7, 436	△ 490	107. 1	

※総務手数料及び延滞金については、鳥取市会計規則第12条の2第2項に基づき月の初日から 末日までの期間を取りまとめて、翌月に調定処理しているため収入超過となっている。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①総務手数料 1件
- ②延滞金 1件
- ③雑 入 2件

(2) 歳 出

(単位:千円・%)

	科目						予算現額 支出負担 支出済額 行 為 額 支出済額			執行	亍 率	説明
	款			項		目	(A)	(B)	(C)	(B) / (A)	(C)/(A)	10L 191
総	務	費	徴	税	費	賦課徴収費	143, 356	96, 477	78, 988	67. 3	55. 1	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①旅 費 2件
- ②需用費 4件
- ③役務費 8件
- ④委託料 3件
- ⑤使用料及び賃借料 1件
- ⑥負担金、補助及び交付金 2件
- ⑦償還金、利子及び割引料 1件

2 財産管理事務

(1)物品

ア備品

現品を備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 現 金

保管つり銭現金と整理簿を突合したところ、適正に管理されていた。

3 未収金及び債権管理に対する取組状況

地方税法等諸規定及び鳥取市債権管理に関するマニュアル等手順書に沿って処理していた。 (1)未収金

ア督促

地方税法並びに国民健康保険法の規定に基づき、納期限後20日以内に督促処理していた。

イ 催 告

督促後も未収の場合は、催告処理(納付勧奨)を実施することにより未収解消に努めており、鳥取市納付催告センター(民間委託)による電話催告と全未収納税義務者へ時期を決めて発する文書催告により行っていた。

(2) 債権管理

ア差押

催告等による納付勧奨後も未収の場合は、滞納処分を実施することとし、事前に財産調査により納税義務者の状況を把握した後、滞納処分方針を決めることとしていた。

滞納処分の方法は、主に差押、交付要求があり、それぞれ対応していた。

イ その他の取組

鳥取市債権管理に関する条例等諸規定及び鳥取市債権管理方針、鳥取市債権管理に関するマニュアルに基づき債権管理に関する事務を執行し債権管理に努めていた。

(主な取組)

- 債権管理職員研修会の開催
- ・鳥取市債権管理部会、同検討チーム会議の開催
- ・ 税外収入等他部署債権の徴収事務移管による債権管理
- ・各債権に係る所管課のヒアリング等実施し、進行管理の徹底

◆市民生活部 環境局

【生活環境課】

当課は、課長以下 18 人 (うち会任 1 人、他課からの兼務 1 人) で構成している。組織及び 事務分掌は次表のとおりである。

(令和6年8月31日現在)

	組		
課長・参事 ・課長補佐	係長・主幹	職員	主 な 事 務 分 掌
[生活環境課]	[環境政策係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1人 (※1)	主 事 2人	○環境審議会に関すること ○環境基本計画に関すること ○再生可能エネルギー導入に関すること ○省エネの普及啓発に関すること ○自然保護に関すること ○いかり原太陽光発電所の維持管理に関する こと
課 長 (本務局長) 課長補佐	[生活衛生係] 係 長 主 幹 1人	主 事 1人	○化製場法に関すること○クリーニング業法に関すること○旅館業法に関すること○住宅宿泊事業法に関すること○理容師法、美容師法に関すること○市営墓地の管理に関すること
	[管理係] 係 長 主 幹 1人	主任4人 (※2) 主事2人 事務員 (会任)1人	○不法投棄対策に関すること
参 事 (脱炭素推 進担当)			○有害ごみに関すること○脱炭素の推進に関すること○再生可能エネルギーの導入に関すること○環境基本計画(脱炭素関係)、地球温暖化対策実行計画に関すること。

^{※1} 財産経営課主幹が兼務。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

^{※2} うち2人は再任用。

1 予算執行事務

(1) 一般会計

ア歳入

(単位:千円・%)

		科		目				予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説明
款			項			目		(A)	(B)	(C)	(B) - (C)	(C)/(B)	,,,
使用米	斗 及	使	用	料	衛使	用	生料	47	153	153	0	100	行政財産使用料
び手数	牧 料	手	数	料	衛手	数	生料	380, 282	144, 955	96, 546	48, 408	66.6	一般廃棄物処理手数 料、理美容所開設検 查手数料等
国庫支	少币	田貞	15 / # 11			務 車補助	費金	(5, 950) 5, 950	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付 金
国庫又	山並	型 到	上 冊 以) 並	衛	生 車補助	費金	1, 584	0	0	0	ı	循環型社会形成推進 交付金
県支出	出 金	県	補助	金	衛県	生 補 助	費金	435	0	0	0	I	Let's4R実践活動推進補助金等
諸 収	入	雑		入	雑		入	9, 995	2, 599	2, 599	0	100	古紙類収集事業収入
市	債	市		債	衛	生	債	157, 100	0	0	0	I	一般廃棄物処理事業 債
			計					(5, 950) 555, 393	(0) 147, 708	(0) 99, 299	(0) 48, 408	(-) 67. 2	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①衛生使用料 4件
- ②衛生手数料 7件
- ③雑 入 1件

イ 歳 出

(単位:千円・%)

			科 目		予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	執行	 丁率	説明
	款		項	目	(A)	(B)	(C)	(B) / (A)	(C)/(A)	
				予 防 費	934	303	64	32. 5	6.9	生活衛生営業許可・監督 指導事業費
			保健衛生費	環境衛生費	(8, 500) 88, 121	(2, 373) 39, 641	(1, 929) 36, 630	(27. 9) 45. 0	(22. 7) 41. 6	名木・古木保存費、環境 教育推進費等
				火葬場及び 墓 地 費	59, 410	59, 410	26, 735	100.0	45. 0	因幡霊場負担金
衛	生	費		清掃総務費	179, 066	65, 889	29, 813	36.8		ごみの減量化及び再資源 化対策費、家庭ごみ有料 化事業等
			清掃費	塵芥処理費	1, 849, 022	1, 840, 077	706, 281	99. 5		ごみ収集委託費、可燃物 処理施設管理運営東部広 域負担金等
				し尿処理費	200, 454	199, 988	89, 779	99.8		因幡浄苑広域負担金、中 継槽管理費等
				清 掃 工 場管 理 費	164, 308	6, 138	1, 093	3.7	0.7	施設維持管理費等
	}- \ (計		(8, 500) 2, 541, 315	(2, 373) 2, 211, 450	(1, 929) 890, 398	(27. 9) 87. 0	(22. 7) 35. 0	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①報 酬 1件 ②報償費 2件 ③旅 費 1件 ④需用費 19件 ⑤役務費 7件 ⑥委託料 23件 ⑦使用料及び賃借料 6件 ⑧負担金、補助及び交付金 11件

(2) 墓苑事業費特別会計

ア歳入

(単位:千円・%)

	科 目		予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B) – (C)	$(C) \setminus (B)$	
使用料及び手数料	使 用 料	墓地使用料	29, 630	14, 136	13, 232	904	93. 6	墓地使用料
繰 越 金	繰 越 金	繰 越 金	100	5, 203	5, 203	0	100	前年度繰越金
財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	2	0	0	0	ı	基金運用利子
	計		29, 732	19, 339	18, 435	904	95. 3	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①墓地使用料

3件

イ 歳 出

(単位:千円・%)

			科	斗 目		目		目		目		目		F					予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	執行	亍率	説明
	款			項			目		(A)	(B)	(C)	(B) / (A)	(C)/(A)											
墓	苑	費	墓	苑	費	墓	苑	費	28, 713	3, 543	2, 753	12. 3	9.6	第二いなば墓苑用地取得 費、墓地管理費										
予	備	費	予	備	費	予	備	費	100	0	0	0	0											
積	<u>1</u>	金	積	立	金	積	立	金	919	0	0	0	0											
				計					29, 732	3, 543	2, 753	11.9	9. 3											

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①需用費 9件

②役務費 1件

③委託料 2件

④負担金、補助及び交付金 1件

(3) 電気事業費特別会計

ア歳入

(単位:千円・%)

			科	F	1				予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説明
	款			項		目			(A)	(B)	(C)	(B) – (C)	(C)/(B)	
使 び	用 料 手 数	及 料	使	用;)	売 智	電 収	入	27, 294	13, 923	13, 923	0	100.0	売電収入
繰	入	金	基金	繰入	金	基金	2繰入	、金	11, 029	0	0	0	I	
繰	越	金	繰	越	金;	繰	越	金	100	773	773	0	100	前年度繰越金
財	産収	入	財産	運用」 入		利 - 配	子 及 当	び 金	3	0	0	0	I	基金運用利子
				計					38, 426	14, 696	14, 696	0	100.0	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。 ①売電収入 1件

イ 歳 出

(単位:千円・%)

			科		目				□ 予算現額 □ 支出負担 □ □ □ □ □ □ □		支出済額	執行	亍率	説明	
	款			項			目		(A)	(B)	(C)	(B) / (A)	(C)/(A)		
総	務	費	総務	答 管理	里費	維持	寺管理	里費	15, 938	12, 034	897	75. 5	5. 6	青谷町いかり原維持管理 費	
予	備	費	予	備	費	予	備	費	100	0	0	0	0		
公	債	費	公	債	費	公	債	費	22, 385	0	0	0	0		
積	立	金	積	立	金	積	立	金	3	0	0	0	0		
			·	計			·	·	38, 426	12, 034	897	31. 3	2. 3		

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。 ①委託料 4件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可申請書、使用許可決定通知書等 関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2)物品

ア備品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

イ切手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

【環境保全課】

当課は、課長以下 15 人 (うち会任 1 人) で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和6年8月31日現在)

組		織	
課 長・ 課長補佐	主査・係長 ・主幹	職員	主な事務分掌
課 長 (本務次長)	[環境保全係] 係 長	主 任 1人 技 師 1人 主 事 1人	○大気汚染防止法に関すること ○ダイオキシン類対策特別措置法に関する こと ○鳥取県石綿健康被害防止条例に関すること と ○水質汚濁防止法に関すること ○土壌汚染対策法に関すること ○湖山池水質浄化対策に関すること ○騒音規制法・振動規制法に関すること と ○公害苦情処理に関すること
課長補佐	[指導係](課長補佐兼)係 長主 幹 3人	主 事 1人 廃棄物適正処 理推進指導員 (会任)1人	○産業廃棄物に係る不法投棄事案に関すること○PCB特別措置法に関すること○産業廃棄物の自社保管に係る届出及び指導に関すること○廃棄物の適正処理に関する普及啓発等に関すること
	[審査係] 主査兼係長	主 任 2人技 師 1人	○廃棄物審議会に関すること○産業廃棄物処理施設及び処分業許可・優良認定に関すること○一般廃棄物処理施設の許可等に関すること○自動車リサイクル法に関すること○廃棄物処理施設、処理業者に対する立入検査及び指導に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1)歳入

(単位:千円・%)

	科	目			予算現額	調定額	収入済額	収 未 済 額	収入率	説明
款	Į	項		目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	$(C) \setminus (B)$	
使用料及 び手数料	手数	汝 料	衛手	生 数 料	2,644	1,232	1,232	0	100	産業廃棄物処分 業許可手数料等
県支出金	県補	助金	衛 県	生 費 補助金	510	150	0	150	0	みんなで守る湖沼 の自然環境保全推 進事業補助金
諸収入	雑	入	雑	入	10,000	0	0	0	I	行政代執行による 不法投棄産業廃棄 物等の処理等に係 る弁償金
	言	+			13,154	1,382	1,232	150	89.1	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①衛生手数料 5件
- ②衛生費県補助金 1件
- ③雑 入 1件

(2) 歳 出

(単位:千円・%)

			科		目				予算現額	支出負担 行為額	支出済額	執行	 子率	説明				
	款			項			目		(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)					
					保險総		生費	28	9	7	32.1	25.0						
衛		保 衛					健費						生	境費	109,734	50,247	39,408	45.8
								公対	策	害費	61,683	52,526	1,065	85.2	1.7			
	計								171,445	102,783	40,481	60.0	23.6					

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①報償費 1件
- ②旅 費 2件
- ③需用費3件④役務費1件
- ⑤委託料 18件
- ⑥使用料及び賃借料 1件
- ⑦負担金、補助及び交付金 2件

2 財産管理事務

- (1)物 品
- ア備品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。